

令和 5年 1月 5日

姫路市省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゼロカーボンシティの実現に向けた二酸化炭素の排出量の削減の促進を図り、地球温暖化対策に寄与するため、中小企業者が省エネルギー設備を導入するための経費の一部を助成する姫路市省エネルギー設備導入支援補助金(以下「補助金」という。)について、姫路市補助金等交付規則(昭和43年姫路市規則第60号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者であること。
- (2) 市内に事業所を有する者で、営利を目的とした事業を反復継続して営み、引き続き市内において事業を継続する意思を有するものであること。
- (3) 姫路市税に滞納がないこと。
- (4) 姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付対象となる者が営む市内の事業所で実施する事業であること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする年度又は当該年度の前年度において、一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断(以下「省エネ診断」という。)を受けていること。

(3) 省エネ診断に係る報告書に基づき別表に掲げる設備（以下「対象設備」という。）を更新する事業で、かつ、更新後においても更新前と同一の用途で使用するものであること。

(4) 二酸化炭素の排出量の削減効果を定量的に把握することができるなど、地球温暖化対策に資すると認められる事業であること。

(5) 次のいずれにも該当しない事業であること。

ア 補助金の交付を決定する日前に設備の更新に係る工事等に着手するもの

イ 居住の用に供する部分に使用する設備の導入

ウ 中古設備の導入

エ リース契約による設備の導入

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象設備の更新に要する経費のうちから、国、県等の補助金の収入額を控除した額とし、次のいずれにも該当するものとする。この場合において、補助対象経費に消費税及び地方消費税に相当する額は含めないものとする。

(1) 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。

(2) 交付決定後に発生し、実績報告書提出時に支払が完了した経費であること。

(3) 書類等により支払金額が確認できる経費であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る収支予算書

(2) 補助対象経費に係る見積書

(3) 事業内容の分かる資料（位置図、平面図、配置図、設備の仕様書等）

- (4) 対象設備の更新前の現況写真
 - (5) 省エネ最適化診断報告書（写し）
 - (6) 姫路市税に係る納税証明書
 - (7) 誓約書（様式第2号）
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- （補助金交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助事業者」という。）に対しては、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれその旨を通知する。

3 市長は、補助金の交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（計画変更の承認）

第8条 補助事業者は、前条第2項の補助金交付決定通知書を受けた後、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、計画変更承認申請書（様式第5号）に計画変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画変更承認申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。この場合において、補助金交付決定額は増額しないものとする。

3 市長は、第1項の規定による変更を承認したときは、計画変更承認通知書（様式第6号）により、その旨を通知する。

（中止の報告）

第9条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業を中止しようとするときは、速やかに中止承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、交付申請を行った年度の末日までに、実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収支決算書
- (2) 対象設備の更新後の完成写真
- (3) 対象設備の更新に係る契約書等の写し
- (4) 対象設備の納入が確認できる書類の写し
- (5) 領収書又は支払を証明する書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書の提出があった場合は、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、内容が適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第10号）を速やかに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求がなされたときは、その内容を審査し、適正であることを確認の上、補助事業者に補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) その他この要綱に違反したと認められる場合

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(事業効果の把握等)

第15条 市長は、補助事業者に対して、補助事業の実施による事業効果を把握するために、必要な事項について報告を求めることができる。

(事業完了後の監査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の実施の適否及びその成果に関し監査することができるものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産の処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしてはならない。

3 補助事業者は、取得財産を財産処分制限期間が経過する前に処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち処分の時から財産処分制限期間が経過するまでの間に対応する金額として次の式により計算した金額を原則として返還させるとともに、さらに、処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

$$D = A \times (B - C) \div B$$

Dは、返還させるべき金額

Aは、交付した補助金額

Bは、財産処分制限期間の日数

Cは、補助事業が完了した日から処分した日までの日数

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を事業完了の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5年 1月16日から施行する。

別表 (第3条、第5条関係)

対象設備	補助金の額
<ul style="list-style-type: none">・空調設備 (複層ガラス、機能性フィルム等の空調負荷の低減を目的とした建築物の外皮を含む。)・照明設備・燃焼設備・その他省エネ効果が得られる設備	<p>次に掲げるところにより算定した額を比較して少ない額。ただし、150万円を上限とする。</p> <p>(1) 年間二酸化炭素削減量×法定耐用年数×2, 500円/トン—CO₂</p> <p>(2) 補助対象経費×1/2</p>

様式第1号（第6条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

（申請者）

所在地 〒 _____

名 称 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

省エネルギー設備を導入したいので、姫路市省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業所の名称、所在地
- 2 補助金交付申請額
- 3 補助事業の内容
別紙1のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日
- 5 添付書類
 - (1) 補助事業に係る収支予算書
 - (2) 補助対象経費に係る見積書
 - (3) 事業内容の分かる資料（位置図、平面図、配置図、配備の仕様書等）
 - (4) 対象設備の更新前の現況写真
 - (5) 省エネ最適化診断報告書（写し）
 - (6) 姫路市税に係る納税証明書
 - (7) 誓約書
 - (8) その他市長が必要と認める書類

誓約書

（姫路市省エネルギー設備導入支援補助金）

私は、姫路市省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条に定める補助金の交付を申請するに当たり、下記1から5までの内容について誓約します。

なお、下記4に関して姫路市長が必要と認めた場合は、この誓約書の写しを所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、姫路市長が警察署長に意見照会すること及び警察署長から得た情報を姫路市の他の事務又は事業において暴力団を利することとならないように利用することについて同意します。

記

1. 要綱第17条の規定を遵守し、取得財産について善良に管理、運用を図ります。
2. 申請内容に虚偽等が判明した場合は、要綱第17条の規定に定める補助金の返還に応じることに同意します。
3. 姫路市から要綱第16条に基づく監査の要請があった場合は、これに応じます。
4. 姫路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
5. その他要綱に記載する事項について遵守します。

以上

年 月 日

（宛先） 姫路市長

（誓約者（申請者））住所

氏名

※氏名は、自署してください。

様式第3号（第7条関係）

姫路市指令環事省第 号
年 月 日

様

姫
路
市
長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで提出された補助金交付申請内容を
審査した結果、姫路市省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱第
7条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知
します。

記

- 1 補助交付決定額 金 円
- 2 補助事業実施期間
- 3 補助事業内容

様式第4号（第7条関係）

姫路市指令環事省第 号
年 月 日

様

姫路市長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、
下記の理由により交付しないことに決定したので、姫路市省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）姫路市長

（申請者）

所在地 _____

名 称 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

計 画 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け姫路市指令環事省第 号により
補助金の交付決定を受けた姫路市省エネルギー設備導入支援補助金
に係る補助対象事業について下記のとおり計画変更したいので姫路
市省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱第8条の規定により、
申請します。

記

1 変更する内容

2 変更する理由

様式第6号（第8条関係）

姫路市指令環事省第 号
年 月 日

様

姫路市長

計 画 変 更 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった計画の変更について承認しましたので、姫路市省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

中止承認申請書

（宛先）姫路市長

（申請者）

所在地 _____

名 称 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

年 月 日付け姫路市指令環事省第 号で補助金の交付決定通知のあった姫路市省エネルギー設備導入支援補助金に係る補助対象事業について、下記の理由により同事業を中止したいので、姫路市省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、申請します。

実 績 報 告 書

（宛先）姫路市長

（申請者）

所在地 〒 _____

名 称 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

年 月 日付け姫路市指令環事省第 号により
補助金の交付決定（計画変更承認）を受けた補助対象事業を完了し
たので姫路市省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱第10条の
規定により、次のとおり実績報告します。

記

- 1 事業所の名称、所在地
- 2 補助金実績額
- 3 補助事業の内容
別紙1のとおり
- 4 補助事業の実施期間
- 5 添付書類
 - (1) 補助事業に係る収支決算書
 - (2) 対象設備の更新後の完成写真
 - (3) 対象設備の更新に係る契約書等の写し
 - (4) 対象設備の納入が確認できる書類の写し
 - (5) 領収書又は支払を証明する書類の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類

1 実施した補助事業の内容

実施事業所の名称		
実施事業所の所在地		
事業の内容 (該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>)	省エネルギー設備 <input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> 燃焼設備 <input type="checkbox"/> その他の設備 ()	
工事施工事業者	名 称	
	所 在 地	
	電話番号	
国、県等の補助金 (該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 活用なし <input type="checkbox"/> 活用あり 補助制度の名称及び補助金の額は以下のとおり ※複数の場合は余白に記入すること。 (補助金の名称) (補助金の額 : 円)	

様式第9号（第11条関係）

姫路市指令環事省第 号
年 月 日

補助金交付額確定通知書

様

姫路市長

年 月 日付けで実績報告のあった姫路市省エネルギー設備導入支援補助金について、補助金の交付額を確定したので姫路市省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

交 付 額	円
-------	---

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

補助金交付請求書

（宛先）姫路市長

（申請者）

所在地 〒 _____

名 称 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

連絡先 _____ - _____

年 月 日付け姫路市指令環事省第 号で交付額確定通知のあった姫路市省エネルギー設備導入支援補助金について、姫路市省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

年 月 日

財産処分承認申請書

（宛先）姫路市長

（申請者）

所在地 〒 _____

名 称 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

連絡先 _____ - _____

姫路市省エネルギー設備導入支援補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、姫路市省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱第17条の規定に基づき、申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 補助金の交付を受けた年度
- 3 処分の内容
- 4 処分しようとする理由
- 5 その他必要な書類